

環 境 保 全 協 定 書

市川市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、協働して環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、市川市環境保全条例（平成１０年条例第３１号。以下「条例」という。）第１７条の規定に基づき、乙の〇〇〇事業所における事業活動について、環境保全の取組みを自主的かつ積極的に進めるため、次のとおり協定を締結する。

（基本姿勢）

第１条 乙は、環境関係法令並びに千葉県及び甲の制定する環境関係条例等を遵守し、この協定に定める事項を誠実に実施するとともに、甲が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

（環境の整備等）

第２条 乙は、〇〇〇事業所の敷地内及びその周辺の環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、甲が行う環境の整備のための施策に協力するものとする。

（地球環境保全対策の推進）

第３条 乙は、その事業活動において、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等、オゾン層破壊の原因となるフロン類及び酸性雨の原因となる窒素酸化物等の大気中への排出の抑制その他地球環境保全のために必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環利用等の促進）

第４条 乙は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物を減量し、資源が循環的に利用されるように努めるものとする。

２ 乙は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の使用に努めるものとする。

（省エネルギー対策の推進）

第５条 乙は、エネルギーの使用の節約、新エネルギーの利用その他のエネルギーの使用の合理化に努めるものとする。

（自動車交通公害の防止）

第６条 乙は、自動車の使用に伴う交通公害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（化学物質対策の推進）

第７条 乙は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあると認められる化学物質を適正に管理するために必要な措置を講ずるものとする。

（環境学習の推進）

第８条 乙は、市民及び〇〇〇事業所に勤務する者が環境の保全についての理解を深め、及びこれらの者が環境の保全についての活動を行う意欲が増進されるようにするため、乙が実践する環境の保全に関する広報活動の充実、環境学習の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(細目協定)

第9条 乙は、環境への負荷の低減に係る事項を誠実に実施するため、この協定の締結後に、当該事項に係る具体的な措置を定めた環境保全細目協定（以下「細目協定」という。）を甲と締結するものとする。

2 乙は、細目協定に定められた事項について、別に定める温室効果ガス排出量算定表その他環境への負荷の状況を把握する表等により、甲に報告するものとする。

(環境行動計画)

第10条 乙は、細目協定に定められた事項について、前条第2項の表等により把握した環境への負荷の状況を踏まえ、環境への負荷を低減するための令和 年度における自主管理目標及び当該目標を達成するために必要な方策を定めた環境行動計画を作成し、甲と協議の上、速やかに、甲に提出するものとする。

(建築物の新築等に係る事前協議)

第11条 乙は、建築物を新築し、増築し、又は改築しようとするときは、当該建築物に設置されるばい煙、汚水、騒音、振動、悪臭等を発生する施設の種類、環境への負荷の低減の方法について、甲と事前に協議するものとする。ただし、条例第16条の規定により事前に市長と協議を行う場合は、この限りでない。

(環境の保全上の予防措置)

第12条 乙は、その事業活動により環境の保全上の支障が生じるおそれがあり、又は生じた場合は、乙の責任において必要な措置を講ずるとともに、講じた措置を速やかに甲に報告するものとする。

(緊急時の措置)

第13条 乙は、条例第107条に定める特別の事態により、汚染物質等を発生し、排出し、又は飛散させることが人の健康又は生活環境に係る著しい被害を生じさせるおそれがあると甲が認めるときは、その求めに応じ、必要な措置を講ずるものとする。

(関連企業)

第14条 乙は、その占有し、又は管理する敷地内に所在する関連企業（甲と環境保全協定を締結するものを除く。）については、本協定の趣旨にのっとり、指導及び監督を行うものとする。

(事業者同士の連携)

第15条 乙は、環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、甲が実施する環境の保全に関する施策に協力するため、この協定を締結した事業者その他この協定の趣旨に賛同する事業者と連携して、情報交換、環境の保全を推進する組織の設置、市民との交流の場の設定その他必要な措置を講ずるものとする。

(報告の徴収及び立入調査)

第16条 甲は、環境の保全を図るために必要があると認めるときは、この協定の施行に必要な限度において、乙に対し、施設の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は甲の職員に〇〇〇事業所内に立ち入らせ、帳簿書類、施設その他の物件を調査させることができる。

(優れた方策等の公表等)

第17条 乙は、第10条の規定による環境行動計画に定めた自主管理目標に係る進捗及び達成の状況を毎年度4月1日から5月31日までの間に甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告を受けた場合において、この協定又は細目協定で定める環境への負荷の低減を達成するための優れた方策、環境への負荷を低減した成果、環境への負荷の低減のための取り組み等があったときは、乙と協議の上、甲のホームページ、市川市環境白書その他の媒体により、その内容を公表するものとする。

(環境優良企業の表彰)

第18条 甲は、乙がこの協定及び細目協定に定める環境への負荷の低減のための取り組み等の結果、優れた成果があったときは、環境優良企業として表彰するものとする。

(見直し)

第19条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定について変更を要する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(この協定の効力等)

第20条 この協定は、この協定の締結の日から令和 年3月31日まで、その効力を有する。

2 前項に定める期間の満了の日の1月前までに甲乙のいずれからもしも何ら申出がないときは、この協定は、更に5年間延長するものとし、その後も同様とする。

(公害防止協定の失効)

第21条 全部改正前の市川市公害防止条例（昭和47年条例第24号）に基づき締結された公害防止協定は、この協定が締結された時にその効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通ずつを保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
市 川 市
代表者 市長

乙